

フランスの大学における初年次法学教育

トゥール大学「法律英語」講座の教授法

高崎 理子

(中央大学大学院法学研究科

博士後期課程)

1. 本報告の目的

フランスのトゥール大学の文学・言語学部 法・言語学科では、担当講師・内容・レベルの異なる複数の「法律英語」講座が開講されている。報告者は、「法律英語」講座の中で、アメリカ憲法について学ぶ初級講座を第2学期(2018年1月～4月)の間、聴講し、現地の学生に混じってグループワークにも参加してみた。

本報告では、この「法律英語」講座の優れた取り組みについて、担当講師の授業の進め方や成績評価方法、学生の受講態度など具体的に紹介する。

2. 「法律英語」講座の概要

- (1) 使用言語：英語(但し、初回のオリエンテーションはフランス語で実施)
- (2) 担当講師：アメリカ文学研究者
- (3) 授業回数：週1回1コマ(各2時間)、全12回
- (4) 受講生数：31名(男性3名、女性28名)
- (5) 授業内容：アメリカ憲法と代表的な憲法判例の解説
- (6) 教材：大学ウェブサイト上の資料、PPTスライド、映像等(履修登録者のみアクセス可能)
- (7) 成績評価方法：絶対評価

3. 「法律英語」講座の特色

- (1) 工夫を凝らした授業構成

2時間授業にもかかわらず、居眠りはもちろんのこと私語も全くない教室であった。その最大の要因は、学生による短いプレゼンテーションを授業の要所に効果的に組み込んでいる点にあると考えられる。

- (2) 効果的なビジュアル教材の活用

理解を深めるための補助的な教材として、アメリカ憲法史に関係する有名な風刺画やイラストを豊富に用いていた。こうした教材には、選りすぐりのインパクトのある作品が多く、学習効果が高いと感じた。

- (3) 法律、英語、プレゼンテーションの同時指導

法律の基礎知識の習得に加えて、各受講生の英語の発音の仕方や声の大きさ等について適宜、助言を与えつつ、授業を進めていた。このように、一つの授業時間内で、法律、外国語、プレゼンテーションを同時に指導する教育方法は画期的であると思った。